**業務委託契約書**

株式会社●●●●●●●●●（以下「甲」という）は、株式会社●●●●●●●●（以下「乙」という）に対し、甲の●●●●●●●●及び●●●●●●●●●●●業務における業務委託契約（以下「本契約」という）を締結する。

**第１条（委託業務）**

甲が乙に対し委託する業務（以下「本業務」という）は、甲の●●●●●●●●及び●●●●●●●に対しての付帯する●●●●●●●●の作成業務とする。但し、●●●●●●●●等は本業務に含まれないものとする。

**第２条（委託期間）**

委託業務の期間は令和●年●●月●●日より令和●年●●月●●日とする。

**第３条（委託料とその支払い）**

甲が乙に対し支払う委託料は、●●●●万円（消費税別）とする。その支払いは乙が●●●●●●●及び●●●●●●●を甲に対して納品した月末締め翌月末日迄に乙の指定する銀行口座に現金振込みにて実施するものとし、振込手数料は甲が負担するものとする。

**第４条（成果物の権利帰属）**

委託業務により作成された成果物に関する無体財産権及び有体物に関する一切の権利は、甲に帰属する。

**第５条（秘密保持）**

甲および乙は、本契約に関連して知りえた他の当事者の技術上・経営上の一切の秘密を他の当事者の

書面による承諾がない限り、第三者に漏洩または開示してはならない。ただし、以下のものはこの限

りでない。

１）他の当事者から知得する以前にすでに所有していたもの

２）他の当事者から知得する以前にすでに公知のもの

３）他の当事者から知得した後に、自己の責によらない事由により公知とされたもの

４）正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務をともなわずに知得したもの

**第６条（報告義務）**

乙は、甲の求めがあるときは、委託業務に関する情報をすみやかに報告しなければならない。

**第７条（契約解除）**

当事者の一方が本契約の条項に違反した時は、当事者は何らの催告をせず、直ちに本契約を解除し、また被った損害の賠償を請求することができる。

**第８条（協議）**

本契約に定めない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

**第９条（反社会勢力の排除）**

１．本条において「反社会的勢力」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

１）暴力、威力又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人

２）暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会引導標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、

特殊知能暴力集団又はこれに類する集団又は個人

３）暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為を行う集団又は個人

２．甲又は乙は、反社会的勢力が、本契約の相手方となることを拒絶する。

３．甲又は乙は、本契約が締結された後に、相手方が暴力団を始めとする反社会的勢力であると判明した場合又は相手方が不当な要求行為を行った場合には、何らの催告をしないで本契約を解除することができる。

以上、本契約の成立を証するため、本書２通作成し、各自記名捺印の上、各1通を保有する。

令和●年●●月●●日

甲：

〒●●●－●●●●

●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

株式会社●●●●●●●●●●●●●●●●●●

印

代表取締役　●●●　●●●

乙：

〒●●●－●●●●

●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

株式会社●●●●●●●●●●●●●●●●●●

印

代表取締役　●●●　●●●